

会 議 名	第8回双葉町復興整備協議会 特別会議	
日 時	令和元年7月31日(水) 午後2時20分～午後2時40分	
場 所	福島県本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	公共下水道の排水区域の変更と、被災した汚水処理施設に変わる汚水処理施設を新たに整備するための都市計画の変更	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 石山 治之
	双葉町	建設課 課長 猪狩 浩
		建設課 課長補佐兼係長 関根 浩二
		建設課 主査 秋元 大輔
		建設課 福島県駐在員 樫村 基宏
		復興推進課 課長 大浦 富男
		復興推進課 係長 横山 敦
		復興推進課 主事 比佐 和寛
		復興推進課 支援員 山垣 悠
	福島県	企画調整部土地・水調整課 課長 坂内 健二
		企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
		農林水産部農業担い手課 課長 星 源昭
		土木部都市計画課 課長 服部 雅道
土木部まちづくり推進課 主幹 唐橋 薫		

協議内容

1. 開会（進行：双葉町復興推進課 係長 横山）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について（公開）
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

双葉町復興整備協議会規約第7条及び第9条第1項の規定により、双葉町復興推進課長大浦が議長となる。

2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 課長 大浦）

3. 現状と課題

（説明者：建設課 課長 猪狩 浩）

それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：双葉町復興推進課 課長 大浦)
ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)
意見質問等なし。

4. 議事

(議長：双葉町復興推進課 課長 大浦)
それでは、双葉町から復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

(説明者：建設課 課長補佐兼係長 関根)

【公共下水道の排水区域の変更及び被災した污水处理施設に変わる污水处理施設の整備をするための変更について、様式第2、土地利用構想図、復興整備事業総括図、双葉都市計画公共下水道の変更により変更部分を中心に概要説明】

本事業について、中野地区復興産業拠点事業区域内に水処理施設の計画を説明。

また、津波等により喪失した汚水送水管の污水处理区域からの除外及び双葉駅西地区復興産業拠点等整備事業に係る特定公益的施設用地の污水处理区域の追加について説明。

このことについて、復興特区法第46条第5項の規定に基づき、復興整備計画について双葉町都市計画審議会からあらかじめ同意を得ている旨説明。

また、復興整備計画変更回数について、今回の変更が第7回の変更となることを報告いたします。

(議長：双葉町復興推進課 課長 大浦)
ただいまの説明について、福島復興局の石山参事官、何かご意見等ありますか。

(福島復興局 参事官 石山)
特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 大浦)
その他の方、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)
意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 課長 大浦)
以上で、議事を終了いたします。

復興特区法第48条第9項の規定に基づき、計画が公表されることで、計画の変更があったものとみなされます。

計画変更については、8月5日(火)に双葉町ホームページ等で公表したいと考えております。

5. 閉会(進行: 双葉町復興推進課 係長 横山)

【協議結果】

○公共下水道の排水区域の変更及び被災した污水处理施設に変わる污水处理施設の整備をするための変更について、異議ないものとして東日本大震災復興特別区域法第48条第9項の規定に基づき、双葉町復興整備計画の変更を公表することで、計画の変更があったものとみなす。